

寝屋川市一般廃棄物処理基本計画

概要版

平成23年 3月

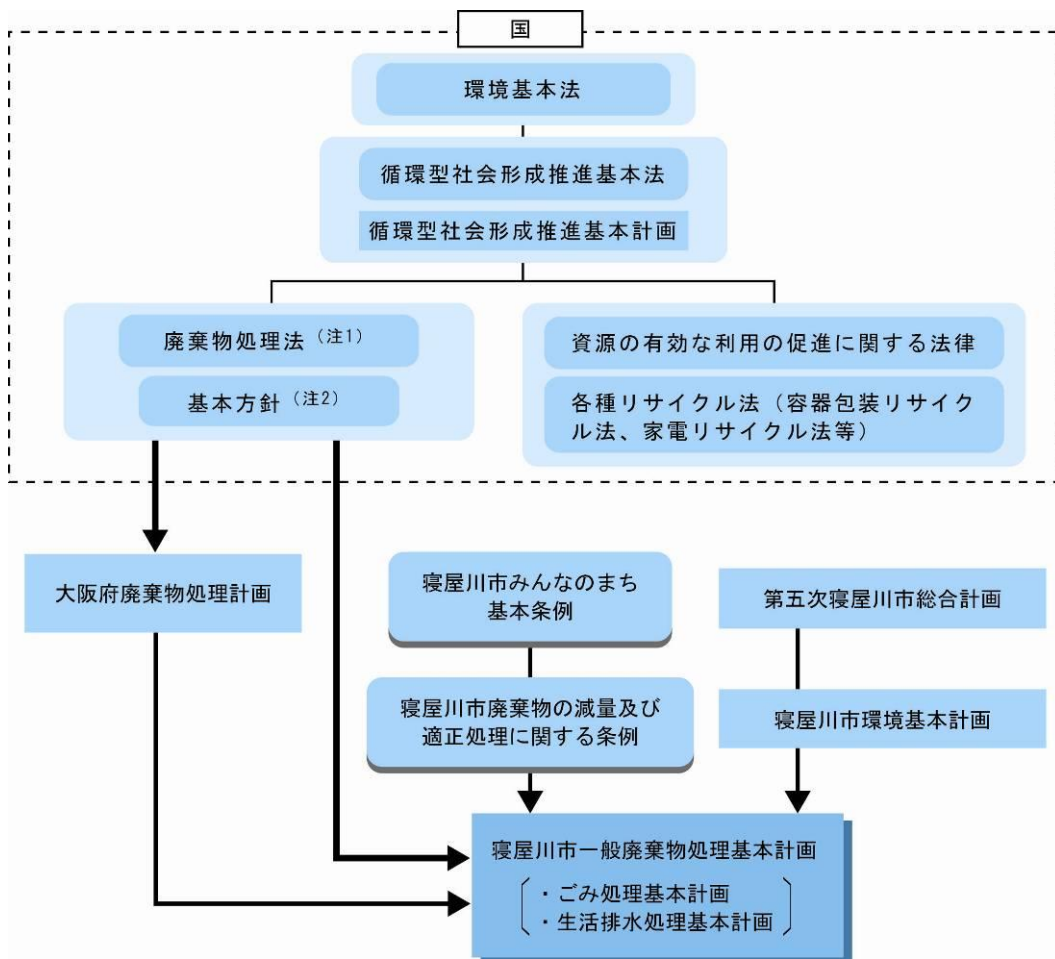


I 総論

1 計画改定の趣旨

京都議定書の締結や政府による温室効果ガスの更なる削減目標の設定など、我が国の地球温暖化対策は緊急の課題となっており、一般廃棄物関連施策においても、循環型社会の構築に向けて、より一層の環境負荷の低減に取り組む必要があることや、前計画の計画目標年次が平成 22 年度であることから、改定することとしました。

2 計画の位置付け



注 1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

注 2) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

3 計画期間

平成 23 年度（2011 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの 10 年とします。

Ⅱ ごみ処理基本計画

1 ごみ処理の現状と前計画の目標達成状況

平成 21 年度時点での前計画目標値の達成状況について、ごみ排出量は既に目標を達成していますが、再生利用率（リサイクル率）は未達成です。

項目/年度	前計画目標値		実績	
	前期 (平成17年度)	後期 (平成22年度)	平成17年度	平成21年度
ごみ排出量	88,128t	88,589t	82,382t	71,440t
家庭系ごみ	61,661t	60,710t	58,062t	52,383t
事業系ごみ	26,467t	27,879t	24,320t	19,057t
再生利用率	21.5%	23.7%	15.4%	20.8%

2 ごみ処理の課題

(1) 排出抑制

平成 21 年度のごみ排出量と前計画目標値を比較すると、約 20%少なくなっていますが、更なるごみの排出抑制を図るには、市民・事業者に対する啓発の強化やごみの有料化に関する調査など様々な手法について検討し、各種施策を計画的に進めていく必要があります。

(2) 再資源化

平成 14 年 1 月からプラスチック製容器包装、平成 20 年度から古紙・古布の分別収集を開始するなど、積極的に再資源化に努めていますが、平成 21 年度における再生利用率は 20.8%で現時点では目標値を下回っている状況にあります。今後、再資源化を推進するに当たっては、分別排出を徹底する必要があります。

(3) 収集運搬

平成 22 年 10 月現在、家庭系ごみは 9 分別、事業系ごみは 2 分別で収集を実施しています。今後においても分別排出に関する啓発を引き続き実施するとともに、分別区分及び収集頻度については現状を基本としつつ、収集体制等を調査・検討する必要があります。

(4) 中間処理

焼却処理施設については、稼働後 30 年が経過しており、適切な定期補修等で延命化は図れるものの、経年劣化による処理能力の低下や各施設機能の低下は避けられません。今後、新焼却処理施設の施設規模や処理方式、エネルギー回収方策等の整備方針について検討する必要があります。

(5) 最終処分

本市の平成 21 年度における最終処分量は、平成 17 年度と比較すると約 17%減少していますが、その内、選別残渣（埋立）は約 10% 増加しています。今後、市民への分別排出の徹底等、啓発を強化する必要があると考えられます。

(6) その他適正処理

資源化物（新聞・アルミ缶等）の持ち去りや、地域外の人のごみを捨てにくる問題があることから、今後、資源化物の抜き取りや不法投棄に対する啓発の方法等について、検討を行う必要があります。また、適正処理困難物や有害廃棄物についても適正管理に関する方策を検討する必要があります。

3 計画の基本理念及び基本方針

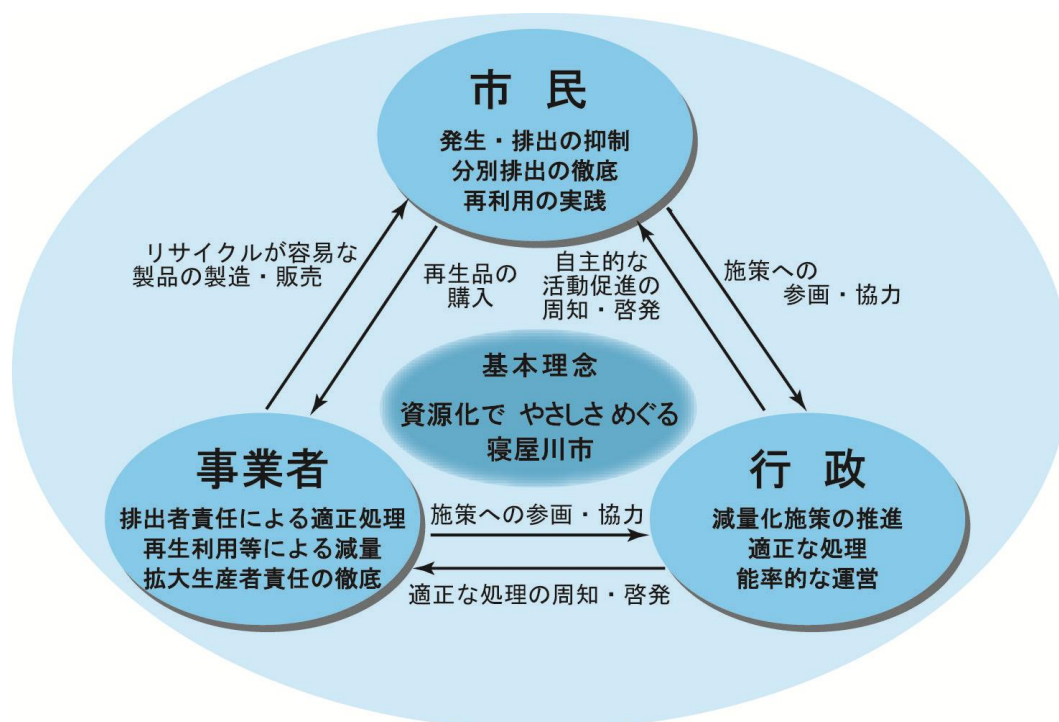
基本理念

資源化で やさしさめぐる 寝屋川市

～ごみを資源に“もったいない”からはじめる
ライフスタイルで環境にやさしい循環のまちづくりを進めます～

基本方針

- (1) “もったいない”による4Rの推進
“もったいない”を合言葉に一人ひとりがライフスタイルの見直しを行い、ごみの減量化・再資源化を促進します。
- (2) 安全・安心なごみ処理の推進
排出抑制、再資源化を行った上で、なお排出されるごみについては、安全かつ安心なごみ処理を行います。また、循環型社会に寄与する「環境にやさしいごみ処理」をめざします。
- (3) 責任と役割に応じた行動の推進
市民・事業者・行政が同じ目的意識を持って、三者が有機的に繋がることにより、相乗効果をもたらし、「やさしさと循環のあるまち」の実現をめざします。



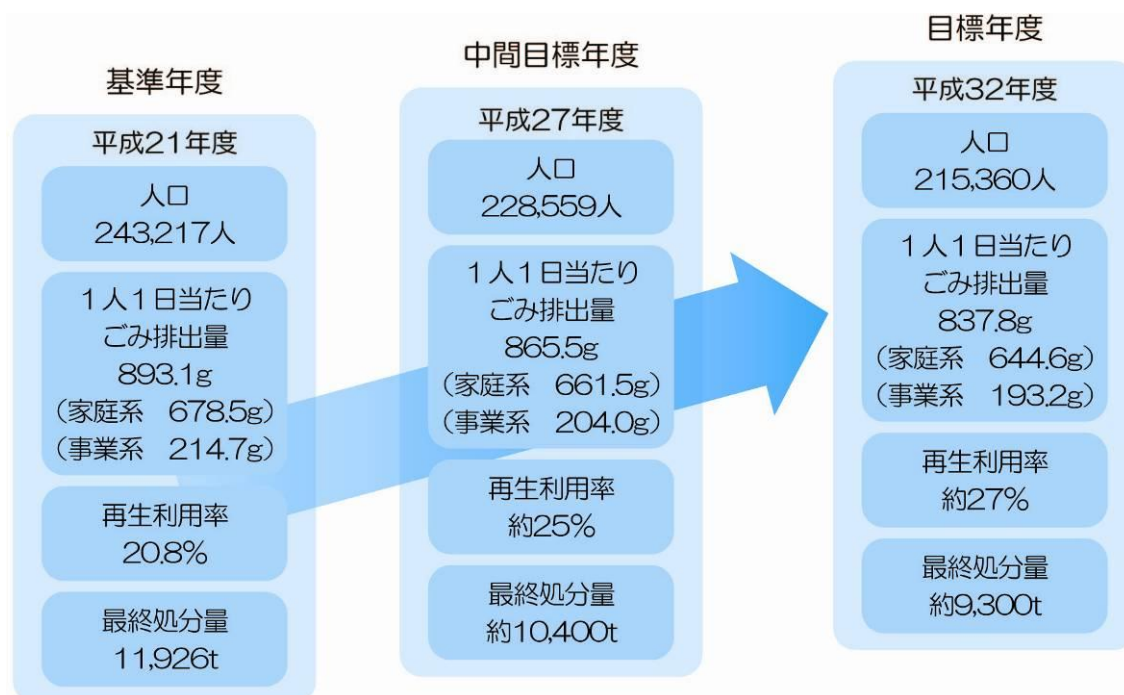
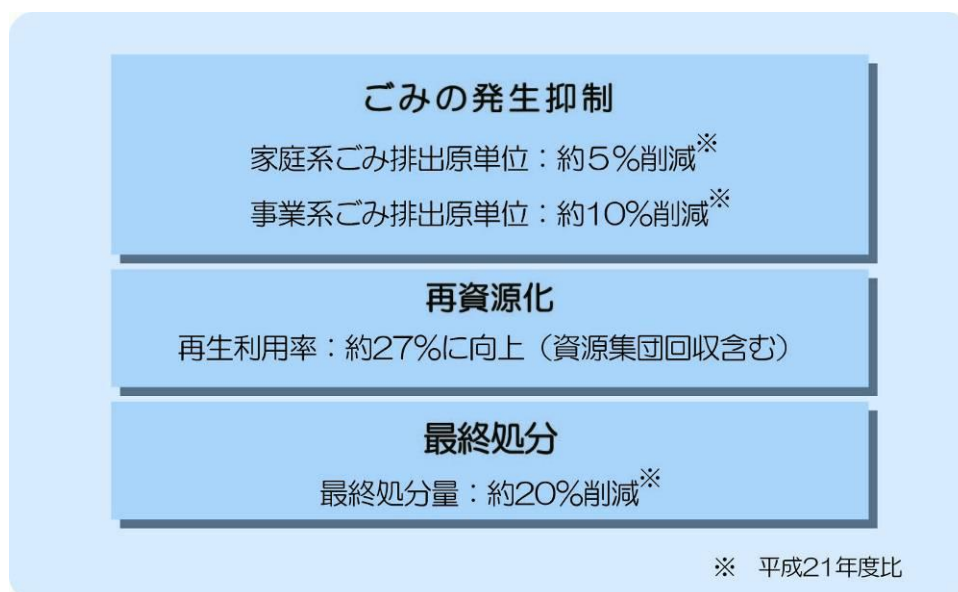
基本方針実現のイメージ図

4 ごみ減量化目標

(1) 計画目標年度

目標年度 : 平成32年度 (2020年度)
中間目標年度 : 平成27年度 (2015年度)
基準年度 : 平成21年度 (2009年度)

(2) 減量化・再資源化目標値 (平成32年度)

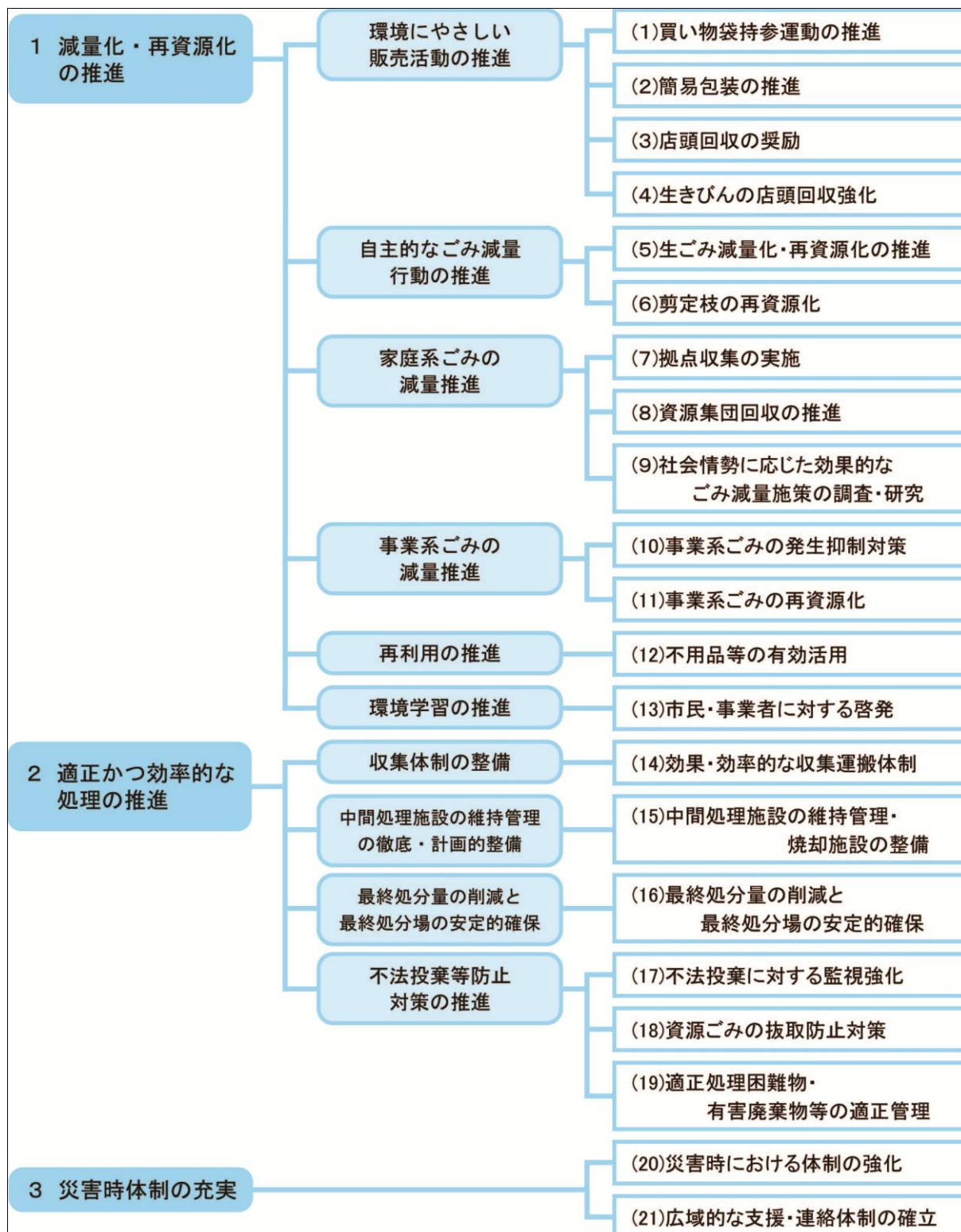


注) 最終処分量については、現行の処理方式で試算しています。

5 行動計画

基本理念及び3つの基本方針に基づき、市民、事業者、行政の三者がそれぞれの立場からできることを実践していく必要があります。

施策の体系



Ⅲ 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理の現状と前計画の予測値との比較

生活排水処理に関しては公共下水道への接続が円滑に進み、概ね前計画の予測値どおりに生活排水処理が進んでいます。

項目/年度	前計画予測値		実績	
	前期 (平成17年度)	後期 (平成22年度)	平成17年度	平成21年度
総人口	251,899人	250,000人	245,753人	242,801人
公共下水道接続人口	224,190人	235,000人	235,352人	236,949人
汲み取り人口	8,222人	3,700人	8,397人	5,148人
浄化槽人口	19,367人	11,280人	2,004人	704人
自家処理人口	120人	20人	0人	0人
総排出量	33kℓ/日	19 kℓ/日	31.8 kℓ/日	15.9 kℓ/日
汲み取りし尿	18kℓ/日	8 kℓ/日	17.3 kℓ/日	10.3 kℓ/日
浄化槽汚泥	15kℓ/日	11 kℓ/日	14.5 kℓ/日	5.6 kℓ/日

2 計画年度及び将来予測

(1) 計画年度

計画年度は、平成 23 年度から平成 32 年度とします。

(2) し尿・浄化槽汚泥排出量の将来予測

項目/年度	実績	予測値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
総人口	242,801人	228,559人	215,360人
公共下水道接続人口	236,949人	225,177人	214,021人
汲み取り人口	5,148人	2,990人	1,160人
浄化槽人口	704人	392人	179人
総排出量	15.9kℓ/日	9.1 kℓ/日	3.7 kℓ/日
汲み取りし尿	10.3kℓ/日	5.5 kℓ/日	2.1 kℓ/日
浄化槽汚泥	5.6kℓ/日	3.6 kℓ/日	1.6 kℓ/日

3 基本方針

- (1) 第五次寝屋川市総合計画に基づき、公共下水道の整備及び改善を進め、適切な汲み取りし尿・浄化槽汚泥処理を推進します。
- (2) 浄化槽の維持管理の徹底、生活雑排水対策を推進します。

4 基本計画

(1) 収集・処理体制

今後、更に減少する汲み取りし尿量の推移に応じた収集体制等を検討し、合理的かつ効率的な運営に努めます。

(2) 浄化槽対策

大阪府・関係機関と連携し適正管理を図るとともに、公共下水道への接続を推進します。

(3) 未水洗世帯対策

公共下水道への未接続理由に応じた対応と対策を講じ、未接続世帯の解消をめざします。

(4) 生活雑排水対策

生活雑排水対策の重要性について啓発活動を充実します。

(5) 緑風園の方向性

生活排水処理の効率化の方策を検討し、その方策にあわせて緑風園の活用についても検討します。

寝屋川市一般廃棄物処理基本計画 概要版

平成 23 年 3 月発行

編集 寝屋川市環境部ごみ減量推進課

電話 072-821-0911

FAX 072-821-3349